

中小法人・個人事業者のための

一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和

申請期間 ▶▶ 2021年3月8日(月)～5月31日(月)

給付額

中小法人等 ▶▶ 上限 **60万円** **個人事業者等** ▶▶ 上限 **30万円** を支給します。

給付額 ▶▶ 2019年または2020年の1月～3月の合計売上－2021年の対象月*の売上×3ヶ月

*2021年1月～3月のうち、2019年または2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等を対象にした一時支援金のポータルサイトが開設されました。

詳細については下記の経済産業省のホームページをご覧ください。

経済産業省 HP『一時支援金ポータルサイト』 <https://ichijishienkin.go.jp/>

申請にあたっては支援機関による事前確認を受ける必要がございます。当会では会員である事業所もしくは、新規に会員になった事業所のみ確認事務を行います。

事前確認は営業実態と制度内容の理解を確認するためのものであり、申請を希望される事業所が給付対象であるかの判断は行いません。また、事前確認の完了をもって給付対象となることはございませんので、あらかじめポータルサイト等にて制度内容や申請要件をご確認ください。

【申請方法（会員事業所の場合）】

一時支援金ポータルサイトにて事前にマイページを登録後、【申請 ID】を取得します。

申請 ID、氏名（法人名）、生年月日、電話番号、法人番号（法人のみ）をご用意の上、蓮田市商工会までご連絡ください。（お電話または事前にご連絡の上、ご来会ください）

【一時支援金相談窓口】

蓮田市商工会

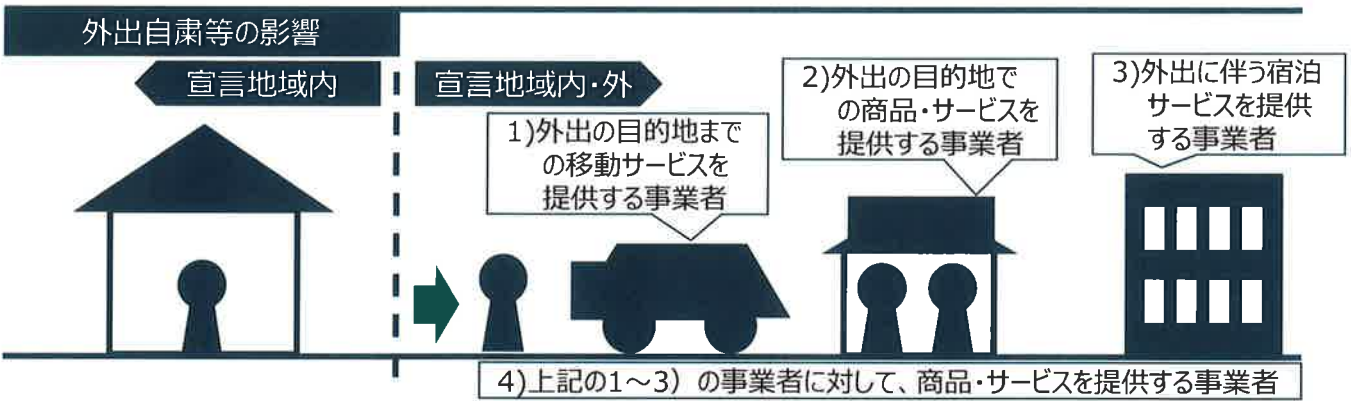
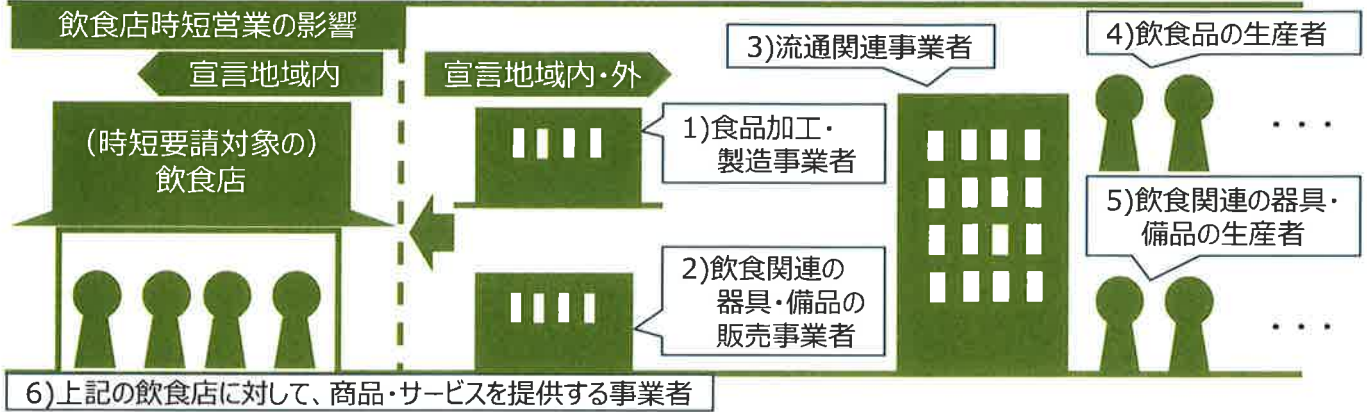
TEL 048-769-1661

8:30～17:15 平日（土日祝日休み）

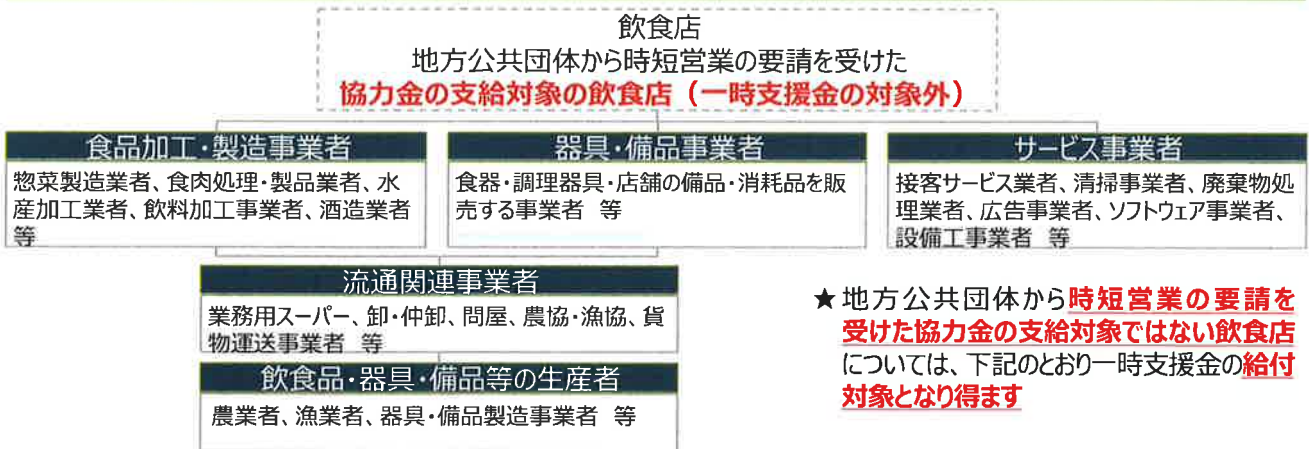
※3月18日時点の情報となります。内容が変更になる場合があります。

前提① (給付対象について)

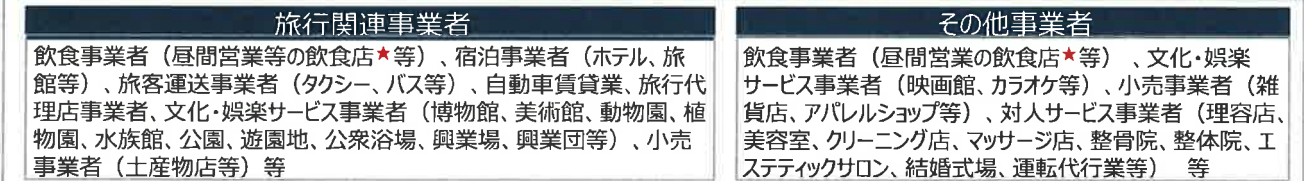
給付対象者のイメージ



給付対象となり得る事業者の具体例



主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行うBtoC事業者



上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者 等

対象となり得る業種に該当しても、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少していなければ給付対象外です。例えば、宣言地域外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外です。